

2021年3月8日

逗子市

## 後期高齢者医療保険料の算定誤りについて

### ●概要

後期高齢者医療保険料の賦課金額について、特例により他の所得と通算して計算できる居住用財産の譲渡損失のある方について、保険料の基となる所得額算定時に損益通算されないまま保険料が決定され、保険料に誤りがあることが判明しましたので、お知らせします。被保険者の方にご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

### ●対象者数等

保険料が減となる被保険者 1名

減額する金額 平成24年度分 36,990円

### ●原因

神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）のシステムと本市のシステムにおける、居住用財産の譲渡損失の数値の扱いに差異があったため、正しい所得情報を広域連合のシステムへ送信できなかったことによるものです。3月2日（火）に保険者である広域連合から、本市のデータにおいて居住用財産の譲渡損失が正しく計算されていない恐れがある件について連絡を受け、調査を行った結果、算定誤りを確認しました。

### ●対応について

対象者の方にはお詫びと経過の説明をいたしました。また、過納となっている保険料について還付の手続きを行います。

### ●再発防止について

今後は、居住用財産の譲渡損失がある対象データを抽出し、該当がある場合には広域連合のシステムに合わせて所得情報を反映し送信することとし、送信内容の確認の徹底を行います。

本件に関するお問い合わせ先：

福祉部国保健康課 廣末・小幡

電話：046-873-1111 内線 207・239